

江戸川区販路拡大支援事業 Q & A

< 申請 >

Q 1 何回でも申請できますか。

A 1 本助成事業は、同一年度内での申請を1回までとし、最大3回までとさせていただきます。

Q 2 助成対象とする事業の実施前とはどの段階のことになりますか。

A 2 本助成事業は、事業の着手前（又は出展前）に申請をいただく必要があります。申請の流れについては、「助成金申請手続きの流れ」をご覧ください。なお、対象事業を開始できるのは、助成金交付決定通知以降となります。

Q 3 事業の概要がわかる書類とはどのようなものになりますか。

A 3 ホームページの作成・改修の場合

⇒イメージデザインや階層図などの作成・改修する内容のわかる資料

※改修の場合は、現在のHP内容も添付（3～4p程度）

企業紹介動画作成の場合

⇒絵コンテや紹介内容のナレーション原稿などの紹介内容のわかる資料

展示会等への出店の場合

⇒展示会等の事業内容のほか、小間料金及びスペースの詳細がわかる資料

Q 4 許認可の必要な事業は証明書等の写しの提出は必要でしょうか。

A 4 証明書等の写しの提出は不要ですが、事業内容によっては確認させていただく場合がございます。また、申請要件を満たしている場合でも、許認可のない事業を営んでいる場合は、助成対象とはなりません。

< 対象事業・経費 >

Q 4 自社でホームページや企業紹介動画を作成する場合は、助成対象になりますか。

A 4 本助成事業は、受発注の拡大を目的としており、外注によりホームページや企業紹介動画を作成する場合に限定させていただきます。

Q 5 どのような展示会でも助成の対象になりますか。

A 5 過去に本助成金を利用して出展したことのある展示会等への出展は助成対象とならない他、次に掲げる展示会等についても、助成対象外とさせていただきます。

(1) 産業ときめきフェア in EDOGAWA

(2) 販売が主目的の展示会等

(3) 現に開催中又は終了している展示会等

Q 6 消費税は対象になりますか

A 6 消費税を含む間接経費（振込手数料、通信費、光熱費、サーバーの年間利用料金等）は対象外となります。

Q 7 仲介事業者を通して発注したため、領収書の発行が制作会社と異なりすが助成対象経費になりますか。

A 7 助成対象となるのは請求書及び領収書が制作会社から発行されているものに限り、そのため、仲介事業者への支払いは手数料相当が計算可能かどうかに関わらず助成対象外となります。

Q 8 助成事業の途中で助成対象経費となる出展料が減額された場合であっても、展示会申込当初の出展料が助成対象経費になりますか。

A 8 出展料として自己負担された金額を助成対象経費とさせていただきます。なお、助成金額を交付決定後に増額することはできません。

（例）出展料が減額した場合

申込当初 100,000 円であった出展料が 60,000 円に減額された場合、減額後の 60,000 円を助成対象経費とし、助成額は 30,000 円（補助率 2 分の 1）となります。

Q 9 ホームページの作成又は改修事業における「EC 又は多言語」とはどのような場合において申請が可能になりますか。

A 9 ホームページの作成又は改修と合わせて、EC 機能（通販サイト・ネットショップ機能等）の追加や自社ホームページの多言語化対応を行う場合の申請枠となります。自社ホームページ以外のネットショップ（楽天・Amazon など所謂 EC モールへの出店に過ぎないと判断できるもの）の構築については対象となりません。

< その他 >

Q 10 本助成事業は、どのような目的で実施するのですか。

A 10 本助成事業は、区内の中小企業者が、受発注の拡大を目的とした事業を行うに当たり、必要な経費の一部を江戸川区販路拡大支援事業助成金として交付することにより、区内産業及びその製品、技術力等の普及促進及び販路拡大を図り、もって地域経済の活性化を推進することを目的としています。

Q 11 ホームページや動画の作成は、どこに依頼すれば良いですか。

A 11 外注先事業者の紹介は行っておりません。外注先事業者の選定は、制作実績などを確認のうえ慎重にお願いいたします。区内の事業者情報については、「【江戸川区公式】えどがわ産業ナビ」をご活用ください。

HP ⇒ <https://edogawanavi.jp>

Q12 助成対象事業が完了しないと助成金は交付されませんか。

A12 本助成金の交付には、助成対象事業が助成対象期間内（3月31日まで）に完了し、同期間内に実績報告書をご提出いただくことが必要です。なお、完了とは助成対象期間内に助成対象事業が完成（又は終了）しており、請求書及び領収書等の領収されたことがわかる書類が確認できる状態となります。なお、令和7年3月31日までに区での審査、手続きも終了する必要があることから、チェックシートにて実績報告書の提出締切を令和7年3月7日（金）としております。締切日を過ぎた場合は、助成金をお支払いできない場合がございます。締切日までに提出を行うようお願いいたします。

Q13 領収されたことがわかる書類とはどのようなものですか。

A13 領収書（印紙が必要な場合は貼ってあるもの）、振込による支払いの場合は、振込明細等のお支払い状況のわかる書類を添付してください。

Q14 月末締め翌月払いの為、支払いが対象期間内に間に合いません。対象経費として計上できませんか。

A14 領収書等領収されたことが分かる書類の提出がなければ対象経費として認められません。また、クレジットカードの支払いの場合、利用明細の確認が必要となります。（分割払いの場合は対象年度内に全額支払っていることがわかる利用明細の提出が必要です。）

（令和6年4月1日）